

## ワシントン大学に留学して

野 口 昌 宏

1985年8月始めから1986年8月末までの約1年間余り、アメリカ合衆国最北西端の都市ワシントン州シアトル市にある州立ワシントン大学法学部(University of Washington, School of Law)に客員研究者(visiting scholar)として留学した。私が見聞したワシントン大学ロー・スクールは、施設、機構、カリキュラム、授業のすすめ方、図書館の機構、文献の検索方法等において、日本の大学と比較して多くの点で異なるものがある。

アメリカの大学のロー・スクールについては、すでに本学法学部の越路正巳教授がイェール大学ロー・スクールに関して本所報(創刊号、1985年)で紹介されているが、ワシントン大学ロー・スクールにおいても、それとほぼ同様であると言える。そこで、私は、ワシントン大学ロー・スクールの特色や1年間の大学生活を通じて感じた事などを紹介する事にしたい。

### 美しい町シアトル

ワシントン州の中心都市シアトルは南樺太と同じ緯度に位置するにもかかわらず、気候は温暖で、夏は涼しく、冬は最低気温3°Cとおだやかで、むしろ東京より暖たかく、冬の雨期を除くと極めて快適な所である。カナダのバンクーバーとはI-5(Interstate Freeway, route 5)で結ばれており、車なら3~4時間の距離である。

人口50万人(都市圏としては150万人)で全米24位の都市シアトルは、近くにアメリカ本土では最大規模を誇る氷河を頂くレーニエ山(4,394m)を始め、オリンピック山脈、ノースキャスケード山脈と三つの山岳国立公園をもち、又、変化に富んだ入江と多くの湖に囲まれた、緑と水の豊かな美しい北の街である。エメラルド・シティーという愛称をもつほどに豊かな自然に包まれたこの街は、早春には、大学のキャンパスや住宅街の至る所で桜が咲き、夏は抜けるような透明感ある青空が広がり、そして、秋は街中の木々が紅葉して、日本の高原の秋を感じさせるような澄んだ空気に包まれる。

同じアメリカ西海岸でも、南のキャリフォルニア州の各都市に比べて少し保守的ではある

が、美しく静かで清潔なこの街は、それだけで滞在するに十分価値があると言える。

## ワシントン大学

シアトルの中心街の北部に120年の伝統をもつ州立ワシントン大学 (U of W) がある。ワシントン州には、他にもう一つの州立の総合大学 (Washington State University(WSU)) がある。WSUは、シアトルから約340マイル（約540km）離れたワシントン州の東側に位置しており、法学部は持たないが、Business administration に特色があると言われている（丁度、私がシアトル滞在中に、日本大学の北脇敏一教授（英米法）が WSU の客員教授として半年間日本法の講義をされておられた）。

ワシントン大学は、学生数3万人で医学部、法学部を始め理工学、林学、水産学、音楽学に至るまで数多くの学部・学科を有する総合大学である。西海岸では2番目に古い伝統をもち、1ヶ所に集まったキャンパスの広さ (275万m<sup>2</sup>) は、西海岸一を誇っている。そして、キャンパスの西側には、University District と呼ばれる学生街が広がっていて、ここには大学生協を始め、本（古本）、メガネ、ブティック、家電製品、レコードなどの店を始め、レストラン、映画館と言った若者向けの店やアパートがたくさん集まっている地区である。ここで学生の必需品は何んでも揃う楽しい街である。

ワシントン大学は、アメリカの多くの大学とは少し異なり、1年間4学期制 (quarter 制) を採用している。Autumn quarter (秋学期) から始まって、翌年のSummer quarter (夏学期) で1年間を終了する。しかも、1学期は10週間であり、各学期毎に科目が終了し、11週目に試験を行って単位を認定するのである。したがって、科目時間割は、日本のように年間を通じて週1回の講義という事ではなく、科目によって異なるが週2日～5日の講義が行なわれている。そのために、学生にとっては、各学期の10週間が勝負であり、年間を通じて遊ぶ暇なく勉強させられ、各学期毎に確実に単位を取得して行かなければ卒業がおぼつかなくなるのである。

アメリカの大学生は良く勉強する。天気の良い日などは、決まって、キャンパスの芝生の上やベンチ、あるいはコンクリートの階段にも腰掛けノートに目を落している姿をよく見る。しかしそれでも、ワシントン大学では（どこの大学でもそうであろうが）卒業時の学生数は、入学時の学生数をはるかに下回る。学部（学科）によっては、3分の1以上の学生が dropout してしまうと言う事である。そのために、このquarter 制は、学生にとってきつすぎるという意見も言われているようであった。法学部図書館なども、週末を除いては朝8時から夜中の12時まで開館しており（週末は夜8時まで）、法学部のビルディングは夜中に至るまでこ

うこうと光を放っていて、学生達が夜遅くまで図書館で勉強している。

### ロー・スクール

ワシントン大学ロー・スクールは、1889年に創設され、1学年180名の定員である。8階建の法学部の建物 (Condon Hall) は、その中に、教室、各教員の研究室、教員用および学生用ラウンジ、法学部図書館および教務課・学生課と言ったような学生サービス用事務室などが全て揃っており、学生は、食事を除いてこの建物の中で1日中勉強して過す事が出来るようになっている。

アメリカの法学教育は、法律家の養成を目的としているため、授業科目がより実践的なものとなっている。そのためにカリキュラムを日本のものと比較する事は一概に出来ないが、全体として日本の法学部の科目編成より細分化して講義されている。民事法に関して紹介すると、社団法、財産法、不動産法、共有財産法、債権法、契約法、売買法、不法行為法、著作権法、私法取引における司法判断の適合性 (Justiciability)、日米契約法などのような科目がある。又、アメリカ法の研究に欠かす事の出来ないコモン・ロー・システムにおける判例集を始めとする法律文献の調査・分析・引用方法・法律文書の書き方などを初学者に教える Legal Analysis and Research という講義もある。

法学部図書館には、連邦最高裁判所の判例集（オフィシャル版・アンオフィシャル版）を始め、West の National Reporter System など各州の各種の判例集や制定法典、および各種の法律百科辞典などが開架式図書として、何時でも自由に利用出来るようになっている。又、判例や文献の検索には、いわゆる文献やカードによる伝統的な検索方法の他に図書館の蔵書や論文がコンピューターのデータベースによって即時に探し出せるようになっている。特に判例検索に関しては、Westlaw のコンピューターの末端機が設置されており、それぞれの法律問題に関してキーをたたくだけで、連邦裁判所を始め全米の過去の判例のサイトーションを知る事が出来るし、又、連邦最高裁判所の前月になされた判決の全文をプリンターによって入手する事も出来るのである。

又、ワシントン大学ロー・スクールは、その存在する位地に関連していくつかの特色を持っている。ワシントン州には、インディアンの居留地（自治区）がある事からインディアン法の研究もここでの特色のひとつとなっている。しかし、最も大きな特色は、アジア法の研究に大きな成果をあげている事である。ハーバード大学やコロンビア大学のように東部のロー・スクールがヨーロッパを向き、ヨーロッパと深いつながりを持つのに対して、太平洋側のロー・スクールとして、ここの法学部は、特別の“Asia Law Program”を持っていて、

アジア法（中国法、日本法、韓国法）の研究を行っている。

シアトルがアメリカから日本への最短距離にあり、かつてはアジアからの玄関口であったことから、第二次大戦前に日本政府からの文献寄贈を契機として、今日の法学部図書館は、アメリカでも有数の日本法文献のコレクションを持つに至っている。そして、このAsia Law Programは、アメリカにおける日本法制度についての学問に対する貢献と、日米間ににおける取引を手がけようとする日米双方の法律家の養成を目的としている。このようにアメリカの大学が日本法研究の総合的プログラムをもつ事は、海外での日本法制度の基本的理解の促進のために、重要な役割を果すものであると言える。

このプログラムの指導者である Prof. Dan F. Henderson は、アメリカにおける日本法研究の草分けであり、若手の Prof. John O. Haley は、日本の行政法、経済法を始め日本法全般に深い知識を持っておられる。

私がワシントン大学に留学して間もない昨年9月に、ワシントン大学で、丁度、「アメリカ比較法学会・アジア比較法総会」の年次大会が開催された。この時は、私達アジアからの visiting scholar や LL. M の留学生にも出席の招待をいただき、私もこの大会に出席させてもらった。

全米各地から、多くのアジア法研究者が集まったこの学会では、中国法や日本法との比較の問題、日本と中国の調停制度、日本における訴訟と弁護士の役割、アメリカにおける日本法講義などのテーマで報告と議論がなされていた（この時は、日本から京大の谷口安平教授が来られて司会をされておられた）。この時、私の隣りに座っていたテキサスから来たと言う若い研究者は、日本の家族法を研究していると言っていたが、日本民法についてある程度の知識を持っていたのに感心させられた。

### コントリビューションという事

アメリカ滞在中に、私は、コントリビューション (Contribution) という言葉の本当の意味を知った。アメリカ人は、話し好きで、初対面の誰れとでも気軽に良く話しをする。大学でも、学生が授業中に疑問があればすぐに質問をするし、先生の方からも積極的に質問を投げかける。学生同志の議論になる事もよくある。アメリカでは、大学でも職場でも、しゃべらない事を嫌い、自分の意見や考えを言わない（自己主張しない）者、黙っている者は、コントリビュート出来ない価値の無い人間だとみなされると聞かされた。

アメリカでコントリビューションとは、単に貢献するという事以上に、相互に与え合う（貢献し合う）という意味を持つ。

日本では、昔から「沈黙は金、雄弁は銀」と言い、「出る杭になつてはならない」とも言われ、自己主張やおしゃべりを嫌った。そして、社会（集団）生活の中で、直接的に自己を主張するとか、自分が一步踏み出す事は、日本の「横並び主義」文化からすれば、してはならない事である。まして、先駆けて事を行う事（initiative）などは、自己顕示欲が強いと、時には嫌われる。

私は、今年の7月にワシントン大学音楽学部のチェロの教授が企画した“Seattle Chamber Music Festival”（シアトル室内楽祭）のディナー付コンサートのティケットを入手して、他に日本人2人と共に室内楽を聞きに行った事があった。コンサートが始まる前に、我々3人でディナーを取りながら日本語で会話をしている所に、3人連れの中年の婦人達がワイン片手にやって来て、同じテーブルの私の隣りに座るなり、「あなた達の言葉は私に分からぬから、英語にチェンジしたらどうか」と話しかけて来た。そして、自分達はオリンピア市（ワシントン州の州都）から来たと言い、私に、何処から来たのか、シアトルで何にしているのか、どの位滞在するのか、といった質問を浴せ、彼女の親戚にも弁護士がいて時には大学の講師もしている、というように話題が広がり、結局、日本とアメリカの弁護士の活動は異なるねえ、というところまで話がはずんだのである。

考えて見れば、我々がどこの国の言葉で会話をしようと、それは我々の勝手であり、それにとやかく言うのは、予計なお世話だとも言える。しかし、その考え方にはアメリカ人には通用しないのである。コントリビューションとは、他人の一方的犠牲によって他方に貢献することではなく、相互に与え合う、やりとりをする、と言う事である。したがって、自分から出て行って話しかけるからコントリビュートするのである。

アメリカの大学でのセミナーやクラスでのディスカッションでも全く同様である。クラスの中で黙っていて、自分の意見を言わない学生はアン・フェアだと言われる。それは、アメリカでは大学生が大学に来ると言う事は、お互いに何にかを求めて入学して来ているはずだし、又、お互いに小さな事でも、自分なりの考えや知識を持っているはずだ、と考えられているからである。したがって、クラスの中で議論に加わらずに、他人の考え方や意見だけを聞いて自分の知識や考えを相手に与えないと言う事は、その者の出席（存在）が他の学生にコントリビュートしていないからフェアではないという事になるのである。

さらに、試験においても、過去の他人の業績を記憶したり、授業で先生が言った事をそのまま丸暗記して、答案に書くという事はその答案はコントリビュートしていないという理由で良い点がもらえないと言う事である。

日本では、詰め込み教育という言葉が示す暗記教育によって、自分の考えを述べたり、自己主張をする訓練を受けずに育つため、むしろ社会常識という一般的基準や他人の考えに自

分を合わせようと努力する。それも時には悪い事ではないかも知れない。しかし、横並び・他人思考型の文化の中からは、コントリビューションとか、イニシアティブという考え方は育たない。相手の意見に自分を合わせるだけではなく、自分の意見を言う事によって相手にコントリビュートする事が必要であり、このコントリビューションの訓練こそ、社会で互いに貢献し合う積極性を身につける事になるのだと思う。

日本の若者を始め多くの人達が、今日、世界各地に出かけて行って多くの努力をしている。しかし、いまひとつその努力が世界の人々から好意を持って受け入れられていないのは、このコントリビューションの訓練が欠けている事に原因の一端があると思った。アメリカには、自動車や家電製品を始めあらゆる日本製品が溢れている（例えば、地元の新聞によると、昨年11月中のアメリカでの日本車の新車販売台数は史上最高で全新車販売台数の何んと38.3%であるという）。そして、アメリカで生活をしてみると、日本の経済進出が日本のためだけの利益であって、アメリカ社会にコントリビュートしていないところに日米経済摩擦の本当の理由がある事が良く分かる。今日は、もはや、「日本（人）」とか「アメリカ（人）」と言ったように国も人も「個」として考える時代ではないのである。

1年間余りの在外研究生活で、研究や資料収集の合間にアメリカの大学のキャンパスの中身をじっくりと見聞出来た事は、私にとって有益であった。同じ西海岸の都市でもキャリフォーニア州の各都市に比べて観光客が少なく落着いたこの街は、同時にボーイング社の本社と郊外に世界最大の飛行機組立工場もある。昨年8月の日航ジャンボ機墜落事故に関連して、遺族団体がボーイング社を相手取って、今年7月にシアトル市にあるワシントン州地裁に損害賠償請求を集団提訴したと地元の新聞が報じていた。それは、同州の不法行為法が今年8月から改正され、損害賠償額の上限を制定することや分割払いの導入などにより、原告側不利に改正されると考えたためである。したがって、こちらの方面でも、シアトルは、今後日本から注目される事になるであろう。（1986.10.5）

（本学法学部助教授）